

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第72号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年4月18日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H30年度に採石許可書に関する（〇〇市〇〇町の〇〇）より出された書類含む」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年5月2日、実施機関は、本件請求に係る公文書として、「採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請について（〇〇）」を特定し、当該公文書のうち条例第8条第1号及び第2号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年5月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月28日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には、「枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には、「「徳島県公開条例第12条1項の規定により次のとおり部分公開と決定した」が、、、県は、あるべき書類を改ざんしている。徳島県情報公開条例の第8条に基づく公開で、個人情報に関して公開削除（同意書）をした。本来公開すべき書類であり、又個人情報条例と関与する部分を公開すると提示しているのに、抜き取る行為は枉法行為と確認した。別添書類の（1）～（6）までの項目である。」

と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の理由

本件請求において、審査請求人が公開を求めている公文書とは、平成30年度に行った採石法第33条に基づく岩石採取許可に関して〇〇市〇〇町の〇〇より実施機関に対して提出された文書である。

採石法第33条については岩石採取許可ではなく認可であるため、認可と特定した。

また、採石法第33条に基づく岩石採取認可は、複数年度の認可を行うものであり、平成30年度分の認可としては、平成29年6月21日に行っており、平成29年6月25日から平成32年6月24日の期間について認可を行っているものである。

そのため、実施機関は、平成30年度の岩石採取許可に関して〇〇より提出のあった文書は平成29年6月2日に〇〇より提出された申請書類となるため当該文書を請求対象文書と特定した。

申請書類について、以下の項目を対象とし、以下の理由で部分公開とした。

① 岩石採取場（継続）事前審査書の内第三者の顔が写った部分

当該書類において、担当職員以外の第三者の顔が写り込んでいる。当該情報は公開することで個人の特定につながるおそれがあるため非公開とした。

② 法人の代表者の印影

法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の印影が悪用された場合信用問題となり、法人が不利益を受けるおそれがあるため非公開とした。

③ 「採石業務の管理者の計画書」の内採取業務管理者の住所、電話番号

業務管理者の氏名は採石法施行規則で公開することとなっているため、条例第8条第1号イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するため公開しているが、その人の住所、電話番号は慣行として公にされ又は公にすることが予定されているといった特別な事情はなく、条例第8条第1号の非公開情報に該当するため非公開とした。

④ 「岩石の搬出方法とその経路」の内主な搬出業者

搬出業者は〇〇が業務を依頼した業者であって、業者は〇〇の取引先である。公開することにより〇〇の事業活動が害されるおそれがあるため非公開とした。

⑤ 「岩石採取場の区域の内訳」の内権原の区別

当該書類には岩石採取場の土地所有者一覧が記載されており、土地の権利者の情報については条例のただし書に該当する情報ではなく、公開することで個人の権利を害するもしくは法人の権利を害するおそれがあるため非公開とした。

⑥ 開発行為施行同意書

誰が同意しているかということ进行明らかにすると、当該土地の権利者を明らかにすることとなる。当該土地の権利者の情報については、条例第8条第1項ただし書に該当する情報ではなく、公開することで個人の権利を害するもしくは法人の権利を害するおそれがあるため非公開とした。

⑦ 印鑑証明書

個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の印鑑証明書が悪用された場合信用問題となり、法人が不利益を受けるおそれがあるため。

⑧ 残置森林等の管理に関する誓約書

当該書類には残置森林等の土地所有者一覧が記載されており、土地の権利者の情報については条例のただし書に該当する情報ではなく、公開することで個人の権利を害するもしくは法人の権利を害するおそれがあるため非公開とした。

⑨ 「採取計画における資金計画書」の内金額

内部管理情報であって、法人の意思に関わりなく公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため非公開とした。

⑩ 残高証明書

内部管理情報であって、法人の意思に関わりなく公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため非公開とした。

⑪ 「〇〇土砂採取場工事内訳明細書」の内単価、金額

明細書に記載されている情報は工事の各工程における労務費、資材費等であって、労務管理に関する内部管理情報であるため、法人の意思に関わりなく公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため非公開とした。

⑫ 「廃土・廃石の処理方法について」の内担当者の氏名

個人に関する情報であって、個人の特定につながるおそれがあるため。

以上により、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

2 審査請求人の主張に対して

審査請求人は「本来公開すべき書類であり、又個人情報条例と関与する部分を公開すると提示しているのに、抜き取る行為は枉法行為と確認した。」とのことで、公開すべき書類を抜き取った旨の主張をしているものと解されるが、平成30年度の岩石採取許可に関して〇〇市〇〇町の〇〇より実施機関に対して提出された文書は公開対象として特定した公文書のみであり、また非公開部分を除き申請書及び申請書添付書類について全て公開している。

「個人情報に関して公開削除（同意書）をした。」と主張するが、上述のとおり条例第8条第1号に該当する非公開情報については、条例に基づき判断し、非公開とした。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年6月28日	諮問
令和6年6月25日 第1部会（第12回）	審議
同年 7月22日 第1部会（第13回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案において審査の対象となる公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請について（〇〇）」と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、開発行為施行同意書（以下「同意書」という。）は本来公開すべき文書であり、実施機関は同意書を抜き取る行為をしたと主張しているが、同意書は実施機関が特定した公文書の中に含まれているから、公文書の特定については争いがなく、同意書が非公開とされたことを争っているものとして、以下、実施機関が同意書を非公開したことの妥当性について検討することとする。

2 条例の規定について

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とすることを規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別され得るとはいえないが他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

ウ 特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報

公文書の中には、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、特定の個人を識別することはできないが個人の人格に密接に関連するものや、公にすることにより個人の正当な利益を害するおそれのあるものがあることから、これらの情報も補充的に非公開情報として規定したものである。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要があるが、その例としては、経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものが考えられる。

3 実施機関が非公開とした部分の非公開情報該当性について

(1) 個人に関する情報について

実施機関が非公開とした同意書は、土地の権利を有する者が個人である場合、当該個人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積及び権利の種類並びに同意書の作成日が記載されている。

これらの情報は、いずれも、それだけで特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められる。

また、開発行為に同意することは、個人の内心に関する事項であり、個人が同意書に記載した内容は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

(2) 法人に関する情報について

実施機関が非公開とした同意書は、土地の権利を有する者が法人である場合、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名、土地の所在地、地目、面積及び権利の種

類並びに同意書の作成日が記載されている。

開発行為に同意することは、法人の経営上の判断に属する事項であり、法人が同意書に記載した内容は、当該法人の意思にかかわらず公開することにより、当該法人の自律性への不当な侵害となるおそれがある情報と認められる。

(3) その他の情報について

同意書には、(1)及び(2)のほかに、同意書の様式自体が含まれるが、このような情報は社会通念上公開しても意味がなく、(1)及び(2)を非公開とすれば、残りの部分には有意な情報が記録されていないものと認められるため、条例第9条第1項ただし書に該当する。

したがって、同意書全体を非公開としたことについての実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	